

○議長（井上勝彦君）順番15、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は次の2点について質問いたします。

第1、小・中学校における諸問題に対して実効性ある対策を求める。

第2、指定管理者制度の運用の改善を求める。

以上であります。

まず第1の小・中学校における諸問題に対する実効性のある対策について伺います。

1、現在、小・中学校では暴行、脅迫、器物損壊、いじめ、授業崩壊、不登校など教育現場にあってはならないことが現実存在するが、これらに対して実効性ある対策を求めます。

2、人には言っても聞かぬ人と言っても聞かぬ人がある。この点は大人も子どもも同じである。言っても聞かぬ子どもにはどのように対応しているのか。またどのように対応すべきなのか。問題児や多数のまじめに勉強しようと学校へ来ている生徒への教育的な観点から教育委員会の見識を伺います。

3、今日、教師の体罰が問題となっている。体罰を全部否定してしまっただけでは教育は成り立たないという見解もありますが、教育委員会及び市当局のこれに対する見解やいかん。

そもそも、教育基本法は第5条で義務教育の目的を次のように定めております。「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」である。そし

てこれを実現するために9年間の義務教育制度を設け、発達段階に応じて各教科の履修は用意されております。

しかし残念ながら、本市の義務教育の現状は、この目的を達成できる状況にないと考えます。なぜなら、授業の妨害、いじめ、暴行、脅迫、器物損壊、ぼや騒ぎ、教師に対する暴力行為等が横行し、何とかしてくれと直接、間接に私に訴えてくる現実があります。このような現実を鑑み、私は何度も議会で具体的な対策を多く提言してきたし、また教育委員会としてもその趣旨に賛同してくださったが、それがどのような形で現在実現されているかを伺います。

次に、指定管理者制度の運用の改善を求める。

橋本市立産業文化会館設置及び管理条例施行規則7条は、使用料金の減免について規定している。その4号では、公益事業のために利用するときに減免を受けられるとあるが、市が直営で管理していた時代には使用料金の減免対象となっていた、いわゆる公益事業がほとんど指定管理者に排除された運用がなされております。これは市民が公益の事業をするために会館を利用する際には、橋本市がこれを側面から応援することにより、市民の活動を盛んにし、もって公益の増進を図ろうという減免制度の趣旨を没却するものであります。また、指定管理者制度は民間の創意工夫を取り入れて効果的な運営をすることにより市民サービスを向上させるという目的があります。現在の運用はこの目的に反しております。

以上の点からも改善を求めます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君の質問項目1、小・中学校の諸問題に対する実効性ある対策に関する質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）まず、教員が指導を行っても教員の指導を聞き入れない児童生徒にどのように対処しているのか、またどのように対応すべきかについてお答えします。

各学校では、児童生徒に問題行動等があった場合、教職員の共通理解のもと、詳細に明文化されたものとはなっていませんが、学校で決めている対応方法をとっています。教員の指導を児童生徒が聞き入れないケースや学校以外の機関と連携して取り組む必要があるケースについては、保護者を学校に呼んでの指導、青少年センターへ保護者とともに対象児童生徒を招致しての指導、場合によっては県子ども・女性・障害者相談センターへ保護者とともに対象児童生徒を招致しての指導等を行っています。教育委員会としても、学校だけの指導では、児童生徒の態度や行動に改善が見られないケースについては、学校以外の機関の力を借りながら対応していくことが必要であると考えています。

次に、問題行動を起こした児童生徒とその他の児童生徒への教育的観点についてお答えします。

問題行動を起こした児童生徒への指導は言うまでもありませんが、この指導を通して、まじめに学習しようとしている児童生徒の学習権の保障が優先されなければならないと考えます。また、この取り組み自体が問題行動を起こした児童生徒の学習権を保障することでもあると考えています。さらには、学級や学年、学校で起こっている問題に対し、児童生徒が自分たちで解決する力を特別活動や人権教育、道徳教育等を通して育成していくこ

とも重要であると考えています。

体罰に関する見解についてですが、学校教育法第11条に、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と体罰は禁止されており、決して許されない行為であると認識しています。

また、文部科学省初等中等教育局長からの通知文「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」においても、教職員は児童生徒の指導にあたり、いかなる場合においても身体に対する侵害（殴る、ける等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならないとされています。

また、本通知には学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方も示されており、その中には児童生徒に対する有形力の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないものというのではなく、裁判例においても、いやしくも有形力の行使と見られる外形を持った行為は、学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、学校教育法の本来予想するところではないとしたもの、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行われるべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容されたとしたものなどがあると示されていますが、懲戒と体罰の線引きは明確ではありません。

いずれにせよ、児童生徒の指導を行うにあたり、今、改めて教職員の指導力が問われており、これまでの指導方法や指導体制を見直さなければならない時期に来ていると認識しています。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）順を追って伺います。

まず体罰。この頃先生の体罰が問題となって、何でも体罰やと。この前の桜宮の話なんか体罰と。罰というのは悪いことをした者に対して罰を与えると。何も悪いことをしていないのに、あれを体罰やと言うこと自体がおかしいんで、あれは単なる暴力傷害行為で、あれはやっぱり、それと生徒を指導する教師の有形力の行使と、今はもうマスコミなんかではみそくそ一緒にして論じられて、先生方が委縮している。わしらはどういうふうに指導すればいいんだと、現場の先生からも直接声を聞きますし、そういう点で先生が委縮しないように明確な、いろんな事例をシミュレーションして、その上で、こういうことは大丈夫だというふうにご指導いただきたいと思います。そういう形でなったときに、今、文科省が今までの教育の体制とか方針が明確でなかったということで、いろんな例を挙げてわかりやすいようにしようという動きがありますけれども、それは文科省の考えであって、それまで教育は1日も休むことはないので、それはそれでそれとして、やっぱり橋本市の教育委員会としては見識を持って、これならいいんだと、先生、もしそういう有形力の行使があつて体罰と言われたときに、そうじゃないんだ、これこそ指導の最たるものだというのを先生を守ってあげるようにしていただかなければ、先生の教育というのはできない。人の指導はできないと思うので、その辺について教育委員会として頑張っている先生を守るといふ観点から強いご指導をお願いしたいと思います。

ほっといたら済む話なんですけどね。悪い人がおつて、悪い生徒がおつて、悪いことし

ていたずらしたり授業を妨害していても黙って黒板書いて、それで授業終わり。いくら騒いでいてもほっとけば済む話で、自分さえよかったらいいわだったら、それでいいんですけども、それじゃだめだと。それでは教育者としての職責は果たせないということで、きちんと注意して有形力の行使を含む指導をするということがあるんですけど、そういう人を委縮させるようなことのないようにぜひとも教育委員会としてバックアップしてあげてほしいと思います。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）今、お話しいただきました桜宮高校の体罰による自殺事件、これは悲惨な事件でございました。それを受けて文部科学省が各都道府県に指示を発令してございます。体罰の調査をなささい。和歌山県におきましても、すべての小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒、そして教職員対象に体罰のアンケート調査を実施しました。それを実施するにあたり、校長会を開催しました。ある校長はこういうつぶやきをしました。「僕ら子どもがぐずぐずしとったり悪いことしとったら、おいって背中たたいたり、ポンと頭たたいたりすることあったよな」と。これは体罰と言われたら、校長がですよ。「わし、体罰何回してきたかわかれへん」と、そういうつぶやきをされていました。私は「それは体罰違う」と言いました。それは一つの励ましやし、子どもとの関係の中で生まれてきた一つの関係性やと、そういうように説明しました。それ以後、いろいろと事例をどういう判例があるのか探してみました。先ほど檀上の答弁でもすべて体罰として認められないものではないとか、あるいは許容できるものであるとか、そういうお話をさせていただきました。

こういう判例がございました。これは損害

賠償請求事件で、昭和60年2月22日、浦和地方裁判所の判決でございます。判示事項は、担任教諭が授業中に離席した中学生を注意するため出席簿で頭をたたいたとしても、違法な懲戒行為にあたらない。こういう判決が出ています。理由として、学校教育における懲戒の方法としての有形力の行使は、有形力というのは目に見える物理的な力と、そういうように解釈していただけたらいいと思います。行使は、そのやり方いかんでは往々にして生徒に屈辱感を与え、いたずらに反抗心を募らせ、所期の教育効果を上げ得ない場合もあるので、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては状況に応じ、一定の範囲内で懲戒のための有形力の行使が許容されるものと解するのが相当である。学校教育法第11条は、有形力の行使のすべてを否定する趣旨ではないと考える。こういう判例がございました。

したがって、本当に体に触れる、ちょっと強い身体的な刺激、こういうものを体罰というて騒ぐことはあってはならない。私はそういうふうに思っていますし、体罰が先生方の生徒とのかかわりを壊してしまったり先生の指導を委縮させてしまったり、そういうことのないように教育委員会としても先生方を支えていく必要がある。そのように考えてございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）教育委員会のご努力、きのうから伺ってございまして、それはよくわかりますし、先生方も頑張ってくださいということもわかりますが、しかし今の方法が、では最善かという、私は少し疑問があります。

と申しますのは、市民社会ではれっきとした犯罪が成立する行為が学校では今行われて

いるんだと。生徒によって行われているんだということです。また、教師が一生懸命指導しても言うことを聞かないで、周囲に迷惑をかけている生徒がいるという事実。教師には女性もいるし、男の教師であっても皆、腕に覚えのある人ばかりではありません。粗暴な体格の良い生徒に対して、有効な指導をできないという実態。体を張って命がけで暴力を繰り返す生徒を抑え込んで指導せよなんていう人には、あなたがやって手本を見せてから言いなさいと、私はそういうふうに言いたいです。

また、教師が暴行を受けても後の仕返しが怖いから警察に被害届を出すことをためらう場面もあると聞きます。一般人が怖いと思うことは教師も怖い。当たり前の話や。以上のような実態があれば、教師はこれらのことに大半のエネルギーを割かれ、教師の本分である教育指導に使うエネルギーはごくわずかになってしまうことは普通常識から考えられます。

また、教師はこのほかに保護者からのクレームの対応に大きなストレスを感じるというアンケートの実態もあります。私が言いたいの、学校では教師の手に負えない範疇があるという厳しい現実を直視して、有効、適切な手を今すぐ打っていかねばならないということでもあります。

そこで私は一つの提案をしたい。すなわち、元警察官の中から適切な人物を常駐の生徒指導嘱託員として雇い入れていただきたい。元警察官の常駐の生徒指導嘱託員が上から目線ではなく、信頼関係のもとに教師と一体となってお互いの足らざるところを補い合うことによって、学校を教育の場として安定させ、本来の姿にできると確信いたします。

私は、元警察官を常駐の生徒指導嘱託員として活用することにより、いわゆる荒れた学

校を見事に立ち直らせた中学校が群馬県高崎市にあることを知り、ご指導を仰ぎに行ってみました。そこでは、校長先生、教頭先生等の生徒指導嘱託員の方、それから高崎市教育委員会の職員が4人で2時間もかけてびっしりと、いろいろと説明してくださいました。

要点を紹介しますと、この元警察官の生活指導嘱託員が就任後、校内の雰囲気は急速に正常化した。

2、教師は以前は問題を起こす生徒だけでなく一般の生徒とも心が通じないで指導に限界を感じていたが、今はやりがいがあると皆生き生きしている。

3、今までは結局だれも確実に自分を助けてくれ、守ってくれる人がいないため、自分は自分で守るほかなく、正義に対しても消極的であった。しかし、元警察官の生徒指導員の言動から、この人は私たちを確実に守ってくれるのだとの信頼が教師の間に生まれるようになった。そこで教師が勇気と自信を持って生徒指導に積極的に取り組むようになった。その意気込みや情熱は生徒に伝わらないはずがない。生徒もこれに勇気を得て、正しいことは正しい、悪いことは悪いとはっきり言えるようになり、学校の雰囲気がこれまでと比べ、がらりと一変したということでもあります。

また校長先生は、警察も教育機関の一つだと。公権力を持つ警察は学校ができない、教師の手に負えない部分を補完できる。その結果、校内の雰囲気が安定すれば、教育指導が充実するし、最大のいじめ防止になる。また、校長は学校の最高責任者として孤独な立場にある。微妙な決断を迫られる場合も少なくないが、元警察官の嘱託指導員がついてくれるおかげでアドバイスしてもらうことができ大変心強く冷静に適切な判断をすることができた。

現場の教師からは、よくぞ来てくれた。あ のとき自分を限界でどうなることかと心配していた矢先だったと。まさに地獄で仏とはこのことだと思った。

以上、私がこれまでも述べてきた結びとして、本来警察の仕事にあたるような事柄までも教師の仕事だとして教師に押し付けてはならない。教師の能力を十分に発揮して生徒の教育ができる環境を整えることが行政や議会に課せられた責任であることを素直に認めるべきであります。その対策の一つとして、元警察官の生徒指導嘱託員の雇い入れをお願いする次第であります。いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）和歌山県警察におきましても、退職された方をスクールサポーターとして学校へ派遣する事業がございます。橋本市も過去にそういった制度を活用したという事例がございます。県知事のお話を聞く機会があったんですけども、さまざまな生徒指導上の問題が出てくる中で、この制度の充実を図りたい。そういうふうなご発言がございました。橋本市教育委員会としても、そういう退職された警察官、スクールサポーターをぜひ派遣していただきたい。そういう要望を県教育委員会に上げていきたい。そのように考えてございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）県教育委員会にそういう要望を上げていけば、必ずスクールサポーターという人を派遣していただけるんですか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）何分予算と限られた人材の中で手を挙げる市町村教育委員会が多ければ、1年待ってとかそういう話になる可能性はあるんですけども、ぜひ欲しいというそういう要望の上げ方で強く教育委員会にお願いしていきたい。そういうように考えて

います。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）もし、採用していただけなかった場合には、私が今まで申し上げたいろんなことを判断していただきまして、市単独でも雇い入れをお願いしたいと思えますけれども、企画部長、橋本市の屋台骨としてどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（井上勝彦君）企画部長。

○企画部長（森口清隆君）実は私、以前何かで、新聞もしくはほかのメディアで聞いたことがございます。私は当初聞いた話では、警察官ということの中で最初はちょっと圧力的なものを感じたというようなことを聞いたんですけれども、ただ、その後なんですけれども、かなり荒廃してあった、たしか高崎市立中学校ですよ。荒廃してあった学校が見事に穏やかになったということをお聞きしました。今、議員のお話にもあったんですが、子どもがそれからは伸び伸び登校されると。そして教師も職務に専念できるようになったということで、かなり効果があったんだなということを思いました。

ただ一つ、ここには条件があるかなと。それは、その配置される職員によるということで、当然その方のお人柄はもちろんなんですけれども、例えば学校、子どもをよく理解した方というような前提条件がつこうかなとは思っています。例えばそれにすぐれた方であれば、警察官でなくてもいいかなと、このようにも思ったりしたんですけれども、やはり後々いろいろ見てみますと、やっぱり警察官というのは、かなり元職務であったというのは効果を発揮するというふうなものをお聞きしました。

議員が今言われたように、県のそういう制度に乗っていかれなかったらというようなお話があったんですけれども、私の口から当然ど

うする、こうするというのは申し上げられないんですけども、そういう立場にはないんですけれども、私はかなり効果のある制度だと思いますので、検討してみる価値は十分あるかなと、このように思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

ここで市長、最高責任者として橋本市の教育を充実したものにするために、ぜひとも市長のご決断で実現、もし県が採用してくれなかったらやるんだと。木下市政で橋本市の教育をきちんとやるんだと。そういうご決意のもとに決断していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問のお答えをいたしたいと思えます。

やはり教育というのは非常に大事なことであるということは私も承知いたしておるわけでありまして、したがって、市内小・中学校21ですか。

（「22」と呼ぶ者あり）

○市長（木下善之君）22かな。22あるんですか。やはりちょいちょいとそういう中学校の学区でやはり耳にすることがあるわけでございます。やはり先生方の苦勞の補完をするために、やはり教育委員会がそれは必要と認めた場合は私は許可したいと思っております。そして絶えず回っていただいて、そして指導をいただくという形、このことがやっぱり先生方も大分そうした面での安心感が持たれるものと思っております。勉強に励まれるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）先生方は泣いて喜ばれると思えます。ありがとうございます。

そしたら、いつから実施されるおつもりでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）できるだけ早くということですが、本年度中にはスタートしてよろしいでしょうか。まず県、そこから始めさせていただきたいです。来年度には導入できたらと、そういう願いを持ちます。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）これ、非常に大事な喫緊の課題、問題ですので、県が採用してくれなかったら市が単独でやっていただけると、こういう市長のありがたいお言葉をいただきましたので、絶対にやるんだと。今から準備して少なくとも4月からスタートできるぐらいの取り組みをやっていただきたいと思います。やっぱり大事なことやとわかっておって、先送りするようなことはやめてもらいたい。やっぱりそれだけの人材を今から探して、3月1カ月頑張って探してくれたらわかると思いますのでね。すぐに4月からスタート、今度小中一貫で橋本中学校、小学校が一緒になるんですけども、そこでどんとこれをやるんだということでスタートしていただければ、非常にいろんな面でいい結果が出てくると思うんですけども、そのつもりでぜひともお願いしたいです。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）まずもって教育委員会としては県のほうへ派遣のほうを強く働きかけることから始めたいと思います。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。そしたら1問目についてはこれで質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、指定管理者制度に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）指定管理制度のおただしについてお答えいたします。

指定管理制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に従来の管理委託制度のかわりに平成15年9月の地方自治法改正により創設された制度です。

本市におきましても、平成15年12月より本制度の導入を開始し、現在では市内の公共施設について民間事業者等が管理を代行しているところです。また、行政改革の点でも大きな財政効果を上げているとともに、民間の活力などによる住民サービスのさらなる向上を目指しています。

なお、指定管理を実施した場合の利用料金及び減免の取り扱いについては、地方自治法第244条の2第9項の規定により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が市長等の承認を受けた上で定めるものとなっています。

ご質問の産業文化会館の利用料金及び減免の取り扱いにつきましても、指定管理者の一存で決定できるものではなく、市教育委員会が関与した上で承認するものであり、設置及び管理条例等の規定において適正な手続きを行うよう指導してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）答弁のご趣旨はわかりました。

問題は公益事業という文言をどの範囲で限定するかという話なんですけども、これは教

育委員会と指定管理者であるスポーツ振興公社との文言の内容についての引き継ぎ、これがきちんとなされていなかったということが原因ですので、その辺のところをよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（午後3時33分 休憩）

（午後3時34分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議

を開きます。

再開いたします。

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明3月6日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会をいたします。

ご苦労さんでした。

（午後3時34分 延会）